

企業行動規準

- 1. 社会的に有用な財・サービスを安全性に十分配慮して開発・提供し、経済・社会の発展に貢献する。
- 2. 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的・積極的に行動する。
- 3. 広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
- 4. 「良き企業市民」として積極的に社会貢献活動を行う。
- 5. 社員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保するとともに、社員の人格・個性を尊重する。
- 6. 法令を遵守すると共に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する。
- 7. 経営トップは本規準の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者への周知徹底と倫理観の涵養に努める。
- 8. 本規準に反するような事態が発生したときは、経営トップ自らが問題解決にあたり、原因究明・再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報公開を行うとともに、 権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

1998年1月1日 実施 2009年8月1日 改訂

光ビジネスフォーム株式会社